

和束町

総合保健福祉施設整備基本構想

背景

和束町では第4次総合計画後期基本計画において、保健医療福祉の一体的な提供体制の整備を図るべく総合保健福祉施設の整備を推進することとしています。

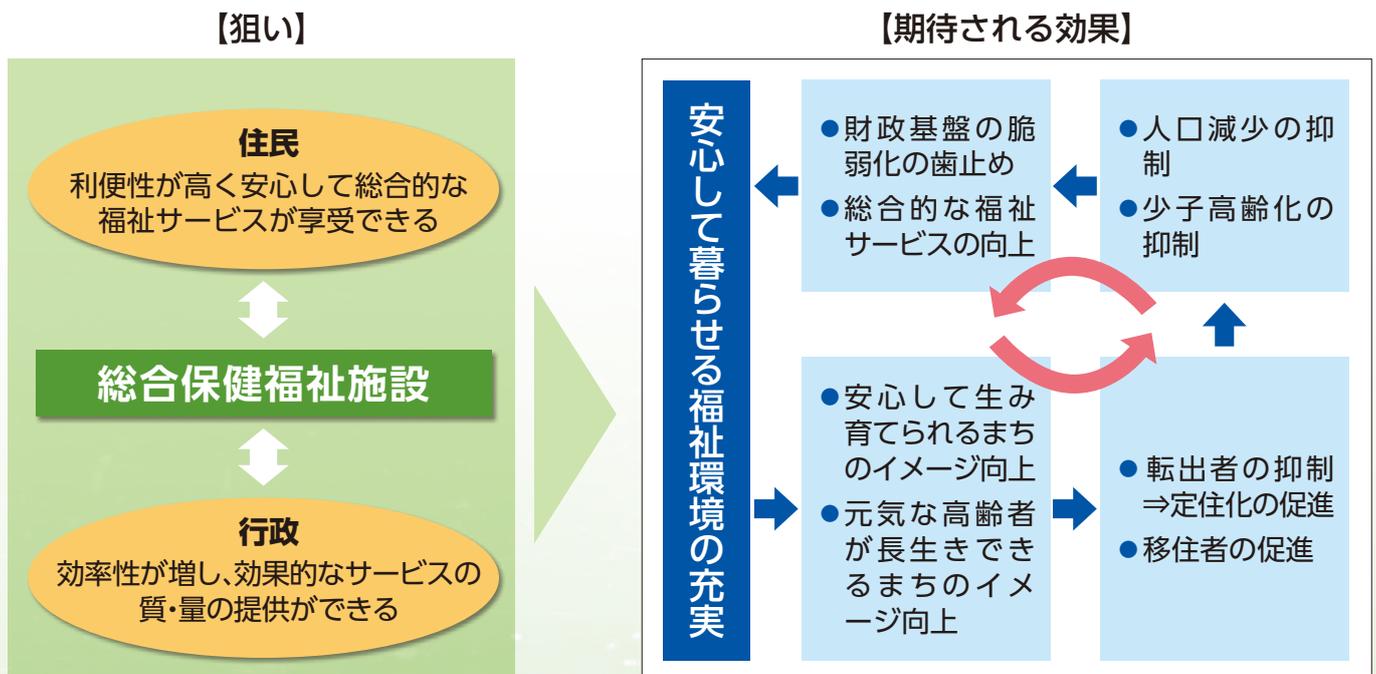
現在の社会福祉センター及び国保診療所については、建築後50年以上が経過し、耐震化や老朽化など様々な課題があることから、これらの施設を複合化した、今後のまちづくりの中核的な機能を担う「総合保健福祉施設」を整備する必要があります。

この度、本施設整備の基本的な考え方、整備すべき機能を定めた基本構想を策定しました。

整備の狙い

本施設整備の狙いは大きく二つのものとしています。

一つは「住民」にとって利便性が高く安心して総合的な福祉サービスが享受できる環境を提供すること。もう一つは「行政（関係機関、団体）」にとって、効率性が増し、効果的なサービスの量・質の提供を可能にすることです。



福祉の好循環とまちづくり拠点

整備の基本方針

整備の基本方針は次の4つです。

① 保健・医療・福祉のワンストップステーション

住み慣れた地域で、保健・医療・福祉サービスを提供する機能を備えた“ワンストップ型”の拠点施設とし、住民の利便性を高めるとともに、行政や各種関連機関の業務の効率性を高めることにより、住民サービスの向上を目指します。

② 世代間・地域間の交流や文化を生み出すふれあい拠点

高齢者だけでなく、乳幼児、子育て世代の保護者、元気な子供たち、障害のある方やその関係者といった様々な世代の方が交流する場です。また、和束町の各地域からの人々が様々な機会を通じて触れ合い、文化活動を楽しむ場になることにより、住民間の繋がりを強めていきます。さらに、外部からの来訪者との触れあいの場ともなる拠点づくりを目指します。

③ 町民のだれにとっても安心拠点

保健・医療・福祉に関してユニバーサルデザインの考え方に基づく整備がなされ、だれもが気軽に利用できる開かれた場を創ります。また、耐震性に優れ、災害発生時の対策拠点としての機能を有するとともに、福祉避難所の機能も備えた場とすることにより、住民の誰もが安心して住めるまちの拠点づくりを目指します。

④ 和束町の魅力や文化を内外に発信するシンボル拠点

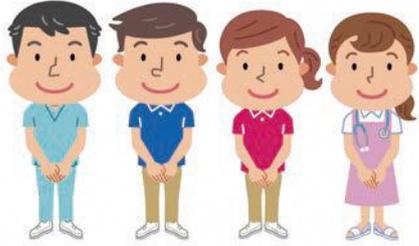
お茶の町であり、教育観光の町でもある和束町の魅力を内外に発信することにより、文化力・教育力も含めた和束町ならではの「保健・医療・福祉」の総合的な拠点整備のモデルを示し、まちづくりのシンボル拠点の形成を目指します。



整備すべき機能

本施設は5つの部門から構成し、各部門の主な機能は次のものとしします。

部 門	主な機能	備 考
保健センター部門	<p>検診・相談機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健（検）診機能 ● 健康相談機能 ● 健康教育機能 ● 健康情報管理機能 ● 生活相談機能 <p>子育て世代包括支援センター機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 妊産婦・乳幼児等の実情把握機能 ● 妊娠、出産、子育てに関する相談や、情報提供、保健指導機能 ● 支援プラン策定機能 	 
国民健康保険 診療所部門	<p>診療機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一次医療機能 ● 予防接種等接種機関機能 <p>居宅介護支援事業所機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者介護支援機能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺地域を含めた公・民の医療機関とのさらなる連携を推進する。 
交流部門	<p>交流機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多目的ホール機能（兼避難所機能） ● 教養講座等実施機能 ● 住民のサロン機能（お茶を飲みながらの語らいの場） ● 図書ルーム <p>町の魅力の情報発信機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● お茶に関する情報発信機能 <p>会議・研修機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会議室機能 ● 研修室機能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多目的ホールは、スポーツレクリエーション、軽いリハビリ・トレーニングの場としての機能も付与する。  <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時には福祉避難所も兼ねた住民の避難の場としても活用する。

部 門	主な機能	備 考
行政部門	<p>福祉行政機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉行政機能 ● 児童福祉行政機能 ● 高齢者福祉行政機能 ● 障害者福祉行政機能 <p>地域包括支援センター機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防ケアマネジメント機能 ● 権利擁護機能 ● 総合相談機能 <p>保健・医療・福祉に関する情報発信機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保健、医療、福祉の広報機能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設を整備する場所によっては、福祉行政機能の中で、本施設に取り組む機能は要検討。 ● 一方、整備する場所によってはその他の住民サービス機能の付与も要検討。 
社会福祉協議会 部門	<p>事務局機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉推進機能 ● 福祉相談総合窓口機能 ● ボランティアコーディネート機能 <p>在宅介護支援センター機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者相談窓口機能 ● 居宅介護支援事業所機能 <p>ホームヘルパーステーション機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険訪問介護機能 ● 障害福祉訪問介護機能 	 

今後は、この構想を踏まえ、具体的な施設の配置や施設の内容について検討する「基本計画」を策定することとしています。

和束町総合保健福祉施設整備 基本構想
【概要版】

平成 31 年 3 月
和束町 福祉課